特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石巻市長

公表日

令和6年1月17日

I 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公 的給付の支給に関する事務				
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(1)令和5年度石巻市エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給事務				
③システムの名称	1 住民基本台帳ネットワークシステム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					
令和5年度石巻市エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一 第101項 2番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第74条				

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号 別表第二 2 番号法別表第二の主務省令で定 務省令第7号)第59条の4	第121項 める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部保健福祉総務課
②所属長の役職名	保健福祉総務課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

1名称:石巻市 総務部 総務課 2住所:宮城県石巻市穀町14番1号 3電話番号:0225-95-1111 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

1名称:石巻市 保健福祉部 保健福祉総務課 2住所:宮城県石巻市穀町14番1号 連絡先 3電話番号: 0225-95-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和5年12月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和5年12月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類					
	項目評価	-		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) +分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [〇]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・日	李発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

麥更簡所

変更箇	変更箇所									
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明					
令和6年1月1日	評価書名	令和5年度石巻市エネルギー・食料品等価格 高騰重点支援金支給事務の実施に関する事務 基礎項目評価書	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目 評価書	事前	新たに特定公的給付の支給 事務を実施するにあたり、特 定公的給付の支給事務に関 する評価書を1つの評価書に まとめるもの。					
令和6年1月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護宣言	石巻市は、令和5年度石巻市エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金支給事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	り、特と個人情報ファイルの収扱いが個人のフライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のブライバーシーニの展刊到社かの保護に即以得していること	事前	新たに特定公的給付の支給 事務を実施するにあたり、特 定公的給付の支給事務に関 する評価書を1つの評価書に まとめるもの。					
令和6年1月1日	事務の名称	令和5年度石巻市エネルギー・食料品等価格 高騰重点支援金支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による 特定公的給付の支給に関する事務	事前	新たに特定公的給付の支給 事務を実施するにあたり、特 定公的給付の支給事務に関 する評価書を1つの評価書に まとめるもの。					
令和6年1月1日	事務の概要	基準日(令和5年6月1日)において世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯及び、申請日において住民税非課税世帯以外で予期せず令和5年1月から令和5年10月まで予期せず令和5年1月から令和5年10月までの間に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、令和5年度石巻市エネルギー・食料品等価格高騰重点支援給付金(以下「給付金」という。)を支給するもの。「大阪手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法を)の事務における特定の個人情報を取り扱う。次の事務において特定個人情報を取り扱う。 支給要件の確認に必要な市外転入者など、令和5年度住民税の税情報を有しない方について、中間サーバーを利用し、税情報等の各種情報	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号制度に基づき、特定個人情報を次の事務で取り規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。(1)令和5年度石巻市エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金の支給事務	事前	新たに特定公的給付の支給 事務を実施するにあたり、特 定公的給付の支給事務に関 する評価書につの評価書に まとめるもの。					
令和6年1月1日	II 1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事前						
令和6年1月1日	Ⅱ 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事前						